

使用許可条件（基本的事項）

地区体育施設を使用するときは、次の事項を遵守してください。守れない場合は使用の許可を取り消し、又は停止する場合があります。

- 1 館内では上履き（素足でも可）を使用すること。
- 2 使用の許可を譲渡したり、転貸したりしないこと。
- 3 建物や設備を損傷したり、失ったりしたときは必ず係員（地区体育館の場合は公民館、それ以外の場合は教育委員会とし、以下同じ）に報告すること。原因等によっては損害賠償を請求する場合がある。
- 4 使用許可時間は厳守のこと（準備と後片付けの時間は使用許可時間に含まれる。）
（開館時間は午前9時～午後10時）
- 5 所定の場所以外での喫煙や火器の使用は厳禁とする。
- 6 許可なく館内に張り紙や釘打ち等をしないこと。
- 7 使用許可を受けた以外の施設、設備を使用しないこと。
- 8 他の利用者に迷惑をかけないこと。（特に地区体育館は、同一種目でも2団体が同日に使用する場合がありますので、お互いが快適に使用することができるよう努めてください。）
- 9 既設のコートライン以外にラインを必要とするときは使用者で準備すること。
- 10 使用後は後始末や清掃をし、必ず備え付けの使用日誌に記入すること。
- 11 退館するときは、電気の消し忘れや施錠の確認をすること。
- 12 次の事業で使用申請があった場合はこれを優先して使用させるものとします。
 - （1）市及びその所属する機関が主催、又は特に必要と認めて保管団体と共同主催する事業
 - （2）自治体等の社会教育団体が主催する事業で、委員会が特に必要と認めた事業。
 - （3）その他公益のために使用する事業
- 13 館内での秩序を維持するため、また使用上分からないことがあれば、係員に相談し必ずその指示に従うこと。